

葛飾区防災イメージキャラクター「ちい防」「すい防」デザイン使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、区民の防災意識を啓発するうえで、葛飾区防災イメージキャラクターである「ちい防」及び「すい防」のイラスト使用に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デザイン 「ちい防」及び「すい防」のイラスト

(2) 物品等 デザインを使用した広告、商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(デザインの使用に関する権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、葛飾区に帰属する。

(使用目的)

第4条 デザインの使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 葛飾区内の防災訓練や避難所訓練の周知を目的とするもの

(2) 区民や区内事業者等の防災意識を高めることを目的とするもの

(3) その他、区が適当と認める目的に使用するもの

2 デザインは、次の各号のいずれかに該当するときは、使用できない。

(1) 「ちい防 すい防 キャラクターデザインスタイルガイド」(以下「スタイルガイド」という。)に反するとき。

(2) 使用目的が明らかでないとき。

(3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。

(5) 葛飾区の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。

(6) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。

(7) 「ちい防」及び「すい防」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(使用の手続き)

第5条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用申請書(別記様式)に関係書類を添えて葛飾区地域振興部危機管理課(以下「区」という。)に提出し、その承認を得なければデザインを使用することができない。

(使用の承認)

第6条 区は、前条第2項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、デザインの使用を承認するものとする。

2 区は、デザインの使用目的が第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を承認しない。

(通知)

第7条 区は、前条第1項の規定によりデザインの使用を承認するときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 区は、前項の場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

3 区は、前条第2項の規定によりデザインの使用を承認しないときは、申請者に通知するものとする。

(使用の是正)

第8条 区は、第4条第2項各号のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインを使用する者(以下「使用者」という。)にその是正を求めることができる。

(1) 立体物で、その形状等が「ちい防」「すい防」の立体物と認められないとき。

(2) その他、区がデザインの使用について適当でないと認めるとき。

2 区は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を禁止することができる。

(1) 前項の求めに応じた是正される見込みがないと認めるとき。

(2) 第4条第2項及び前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

(3) 前条第2項の規定に基づき付した条件を逸脱したとき。

(使用料)

第9条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 原則として物品等には、次の各号のいずれかまたは両方の表記を付すこと。

ア 葛飾区防災イメージキャラクター「ちい防」

イ 葛飾区防災イメージキャラクター「すい防」

(2) スタイルガイドに定められた色や大きさ、縦横比率等であること。

(使用実績の報告)

第11条 区は、使用者に対し、デザインの使用に関する実績について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 区は、使用者に対し、デザインの使用によって生じた損害や第三者との紛争について、一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。